

○議長（小林哲雄）

日程第３ 議案第４４号 開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町立幼稚園においてのびのび子育てルーム事業を拡充して実施したいので、事業の利用に係る負担金の徴収等に関し必要な事項を定めるため、開成町のびのび子育てルーム事業実施条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

それでは、ご説明いたします。

議案第４４号 開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を制定することについて。

開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を制定する。よって地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２５年９月４日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を制定することについて、ご説明をいたします。

初めに、今回の条例制定の趣旨についてご説明申し上げます。開成町立幼稚園におきまして、平成１１年度より実施をしております、のびのび子育てルーム事業につきまして、平成２２年、平成２３年度にかけて、開成町幼稚園教育改革検討委員会において意見をまとめ、３歳児教育を主軸に、のびのび子育てルームの拡充などを行っていくべきと意見をいただきました。

平成２４年度、昨年度に開成町教育委員会会議において検討を加えた結果、事業の実施をするための事業の利用に係る負担金の徴収等に関し、必要な事項を定めるため、開成町のびのび子育てルーム事業実施条例の新規制定を行うものでございます。

今回の条例制定は、３歳児に対し、幼児教育を提供するとともに、３歳児とその保護者が相互に交流し、仲間づくりや、子育てに関する不安を解消する場を提供することにより、子育て家庭に対する子育て支援を行い、もっと幼児のすこやかな成長を促進することを目的としております。

現在、当町では、週１回、保護者と３歳児に対して、開成町のびのび子育てルーム事業を無料で実施をしております。

行政改革の観点からも検証し、受益者負担の考えや、保護者の事業利用の利便性を考慮し、平成２６年４月１日から、一人当たり週２回事業を実施することとし、事業

の拡充に伴う保護者負担金として、月額 2,000 円をご負担いただくよう、条例にて制度化を考えたものでございます。

また、参考資料といたしまして、開成町のびのび子育てルーム事業管理運営規則案をお配りしておりますが、のびのび子育てルームの構成、特に 3 歳児及びその保護者を対象とするのびのびルーム、並びに 3 歳児を対象とするすくすくルームという呼び方とするといったところから、事業実施に当たっての実施時間、利用方法等について記載させていただいております。

それでは、条例案をご覧ください。

開成町条例第 号、開成町のびのび子育てルーム事業実施条例。

（目的）、第 1 条、この条例は 3 歳児に対し幼児教育を提供するとともに、3 歳児とその保護者が相互に交流し、仲間づくりや子育てに関する不安を解消する場を提供することにより、子育て家庭に対する子育て支援を行い、もって幼児の健やかな成長を促進することを目的とする。

（名称）、第 2 条、この事業の名称は、開成町のびのび子育てルーム事業（以下「のびのび子育てルーム」という。）とする。

（実施場所）、第 3 条、のびのび子育てルームの実施場所は、開成幼稚園、南部コミュニティセンター等とする。

（対象者）、第 4 条、のびのび子育てルームの対象者は、本町に住所を有する 3 歳児（のびのび子育てルームを利用する年度の初日の前日において満 3 歳であるものをいう。）とその保護者とする。

ちょっと注釈しておきますけれども、この括弧内の満 3 歳の云々の関係でございすけれども、この解釈は、年齢計算に関する法律というものがございまして、それに基づき算出をしているものでございます。

（負担金）、第 5 条、町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定に基づき、のびのび子育てルームを利用する 3 歳児の保護者から事業の利用に係る負担金を徴収する。

2、前項の負担金の額は、月額 2,000 円とする。

3、負担金は、毎月末日（12 月にあっては、25 日）までに、その月分を保護者から徴収する。

4、月の中途において、のびのび子育てルームの利用をやめた場合においても、当該月分の負担金を徴収するものとする。

（負担金の減免等）、第 6 条、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、負担金の一部又は全部を免除し、若しくは猶予することができる。

（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用をうけるに至ったとき。

（2）災害又はけが、病気によって生計が著しく困難となったとき。

（3）その他やむを得ない事由によって負担金の納付が著しく困難となったとき。

（負担金の還付）、第 7 条、既納の負担金は、特別の事由のない限りこれを還付しない。

(委任)、第8条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例の施行日を平成26年4月1日と定めるものとさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。質問させていただきたいと思います。幼稚園の今回ののびのび子育てルーム事業、これについては理解をしているところでございますが、こうした条例制定を受けまして、最終的には、ほかの町村でも行っておりますように、開成幼稚園は現在2年保育ですけれども、3年保育に結びつく部分、一段階として捉えているのか、今後のあり方として危惧しているところでございます。この辺の3年保育に向けた形で、今回提案されているか含めて答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

高橋議員のご質問にお答えします。基本的に裏側にあるものはそう理解していただいているかなと思います。

ただし、先ほど課長の説明にありましたように、2年間かけまして、開成町幼児教育改革検討委員会というものをやりまして、以前は3歳児を会社でやってくれ、やってくれということで、今にも3歳児を始めるみたいな方向性があったかというふうに思いますけれども、そういう状態ではなくなって、とにかく今のような形が非常に開成の親子にとってもいいし、保護者にとって非常にいいことなんだという形の中から、ただし、集団生活を子どもだけでやる部分が必要ではないかということで、折衷案的に、今おっしゃるように、1日1日という形にしたものでございます。ですから、今後の課題としては、それが増えていく可能性もありますし、今のままでいいんだよという形になるかもわかりませんが、ここは保護者とのニーズの問題で検討していきたいというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

わかりました。そこでもう少し質問させていただきたいと思うんですが、今まで無料でやっていたことが、今回の条例制定とあわせて、金額、負担金が示されております。仮に幼稚園の3年保育をやった場合、幼稚園の使用料があるわけですがけれども、これと今回は、週2回という関係で、金額の妥当性について、どのように2年間の中で調整をして、今回に至っているのか、この辺について、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

負担金の考え方でございますけれども、今まで無料でやっていたところ、週1回でやっていて、保護者の方からも、多少お金をとっていただいてもという声も若干ございました。ただ、町の政策として、そういった形ですと無料でやってきたわけでございますけれども、一方では、先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、受益者負担という考え方も一方ではございまして、今までどおりの形で、お金をいただくかというのも、これもいかなものかと。いろいろ幼稚園教育改革検討委員会の中でもご議論いただいた中で、保護者ニーズ、ニーズの把握を一番慎重に考えながら今後進んでいくべきじゃないかといったところで、金額の妥当性でいきますと、今回2,000円でいきますと、月8回ほど開催することができるのかなと。そうしてくると、1回当たり250円という換算になってまいります。そういったところも踏まえた中で、保護者としては、ただでやってもらえるものであれば、ただのほうが多分いいと思うんですね。ただ、一方では、保護者とお子さん1回と、もう一回は子どもだけで先生をつけて対応をしていこうと、集団生活に慣れさせようといったことも考えて、拡充ということもございますので、事業効果を考えたときに、こういったところが妥当であろうといったところで進めているということで、昨年度、のびのびに行かれていますお母さん方、保護者の方にアンケートを実施して、ご意見を聞いた中で、2,000円、3,000円、その辺の範疇の中で、2,000円以下が妥当であろうというご意見が一番多かったといったところも最終的な金額の決定に至っているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。私も高橋議員と全く同じ考えを持っておりまして、3年保育は文科省も推奨しているわけでありまして、条例をつくるまでの間に検討会を開かれたということではありますが、この時点で、3歳児教育に踏み切ったらどうかという考えを持っていたんです。この検討会の中で、2,000円の金額、受益者負担するのと同時に、3年保育について議論されたのかどうか。そのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

その時々保護者のニーズ、若干違うんですけれども、3歳児保育をもしやったりした場合に、園での在園時間等の問題で、幼稚園は4時間なんですけれども、給食等の問題をいろいろ考えますと、3歳児は2時間かなと考えたときに、いや、それではやはり幼児教育云々ということで、預ける人はどうかなと、そういういろいろな課題がありました。ですから、議論はたくさんしました。その中でももちろん3歳児教育が必要だという声もありましたけれども、大部分の意見が、親の交流をしながら、親が子

どもを育てるほうが望ましいのではないかというご意見のほうが多かったということが事実です。

ですから、時代の要求によって変わってはくると思いますけれども、今、文科省と厚生労働省の間で、こども園構想いろいろやっていますので、その辺もひっくるめて、決定が遅くなったわけですが、とりあえず、ここでやっていこうというふうに、開成町としては判断をしたということです。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

もう一つ確認したいんですが、このことによりまして、幼稚園側の負担そのものというのは変わらないのでしょうか。何か負担が増えるということは生じてこないのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

負担はとにかく1学期増えますので、一人増員という形でやらざるを得ないということで、職員の構成が一人増えています。

○議長（小林哲雄）

吉田敏郎議員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田です。私は質問一つ。これをする場合に、子どもが幼稚園でいろいろ生活面で学ぶことと思いますけれども、開成幼稚園でやっているのと同じことを、ちょっと確認なんですけれども、1年先にやっていくということなのか。

それとあと一つ、これも確認なんですけれども、お母さんや保護者同士が話し合える時間も持てるのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

一つ目の問題は、3歳児、すくすくルームの子どもの教育について、幼稚園と同じことをするのかということです。基本的には、そういうふうに考えています。ただし、新しいカリキュラムをつくりますので、5領域をどのようにカリキュラムするかということについては、これから検討していくわけですが、基本的には、幼稚園指導要領の5領域の中で、週に1回ですけれども、35週かけて、少しずつ教育をしていくということです。ですから、負担が多くなるかどうかということについては、新しい試みでして、負担はかかるというふうに考えた方がいいかなと思います。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

もう一つ、のびのびルームの場合は、幼児と一緒にですね。そのときに、お母さん、保護者同士だけの時間を持てるのかということです。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

基本的には、持とうと思えば持てるんですけども、どういうふうにするかはわかりません。今までですと、週のうちの1日だけ、親子で一緒にいましたので、その中で親同士の話はあったと思いますが、今回は子どもだけ預けて、そのとき親はフリーになりますので、その親同士が、今日話し合いを持とうかというふうなリーダーがいるなり、こちらが働きかけをすれば、親同士の時間帯というのは持てると思います。その辺については、多分帰らない親が多いのかなと思いますので、親同士が同じ場所でコミュニケーションをとっている時間になるのかなと想像しています。

○議長（小林哲雄）

吉田議員。

○3番（吉田敏郎）

教育長からそういう話を聞きましたので、お母さん同士が不安なこと等々で話し合える時間が別に持てると理解してよろしいですね。

あとは開成町と同じカリキュラムをやっていくということですけど、その中で3歳児が遊んでいる中で、遊びを通して学ぶものなのか、ちょっと確認ですみません。

それと、一応そういうカリキュラムがありますから、こういうふうなときはこうですよという形を仕向けるというわけではないですけど、そういう指導のもとにやっていくのか。ちょっとその辺を確認させてください。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

基本的には、先ほど申しましたように、幼稚園指導要領の中の領域を教育していくという観点を持ちたいというふうに考えています。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。開成幼稚園と南部コミュニティセンターとの使い分け、それとここに参加する親御さんは、どういう交通手段をとるか。それに加えて、今までの実績で、どの地域の方が参加されているという分布がわかりましたら、教えていただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

小林議員のご質問にお答えします。まず、のびのびルームの関係ですけども、親

御さんに参加をしていただいているということがあります。送迎手段は、親御さんともどもという形で行っております。来年4月以降も、その辺は親御さんが送迎という形を考えております。幼稚園のバス等は考えてございません。

それと開成幼稚園の施設と南部コミュニティセンターの考え方ですけれども、南部コミュニティセンターにつきましては、今までどおり、親子の場合の参加のときに、そちらを利用し、開成幼稚園は3歳児のみの一つのクラスとして対応するように、幼稚園を使って、実施をしていきたいというふうに考えております。

それと後、現在の参加者の地域性ということでございますけれども、全域、特にここが多いとか、そういった状況ではないというように聞いております。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

地域性のことなのですが、想像するに、南部地区が多いのかなと考えるのですが、今のお答えですと、特にそういうことは考えていない全域だということですが、具体的に、例えば延沢地区、いわゆる南部地区外の人数というのはどのくらいの割合でしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。割合ということですが、データはとってございません。なぜかと申しますと、基本的に幼稚園に上がるお子さん、ほとんどの方を対象としておりますので、幼稚園に入るか、保育園に行かれているか、この区分けという形になっておりますので、そういった地域性の分けというふうにはなっていないと考えております。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

最後です。わかりました。私が心配するのは、ここでも南北格差というか、ちょっとそういうことが出始めるんじゃないかなということを危惧したわけなので、そういうためにも、これは今回のものとは直接外れますけれども、今度、北部とか中部地区のこういった幼稚園教育というのをさらに強力に進められたいなというふうに希望します。

以上です。

○議長（小林哲雄）

前田せつよ議員。

○5番（前田せつよ）

5番、前田せつよでございます。先ほど教育長のお話の中で、この条例制定に至るまでにさまざまな議論がなされたというようなご説明がありましたけれども、意識調

査といいますか、マーケティングにどれだけの保護者に対して、そういうような意識調査を吸い上げたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。昨年度、アンケート調査を実施させていただきましたけれども、その調査方法ですけれども、昨年、のびのび子育てルームに参加をいただいていた保護者の方に全員に、アンケートのご依頼をさせていただきました。92名ご依頼をさせていただきまして、54名回答をいただきまして、回収率は59%といった状況でございます。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

この条例の実施を来年度の4月1日から実施するという中で取り組まれている条例でございますので、現段階で、のびのびさんにかかわっている保護者だけではなくて、もう少し間口を広げた形で、平成26年に該当の年齢になる保護者に対しても、やはりマーケティングの調査をするべきではなかったかと、私は思うところでございますが、それに対してお答えをいただけたらと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

のびのび子育てルームの、これから入る対象の世帯にもというお話でございますけれども、基本的に昨年考えたものがのびのび子育てルーム、実際に親子で参加している事業に対して、どういったご意見があるか。今後利用料をとるに当たって、どういったご意見か。実際に受益を受けていられる体験として、そして、なおかつその方たちというのは既に幼稚園に入っておりますので、実際にのびのび子育てルーム事業の実施内容、内容を知っている中で、今後どういうふうに考えていくかというところでは、一番最適な対象者であるというふうに認識をさせていただきまして、実施をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

前田議員。

○5番（前田せつよ）

そのマーケティングの意識調査の適する方々は、今、課長がおっしゃったように、従来体験をして、この事業に実際にかかわっている方たちに調査をするということは、確かに本当に有効な形の意識調査とは思いますが、人口増加率1番を誇る開成町としましては、やはり町民に対して間口を広げるとか、また、この事業が、先ほど来、同僚議員がおっしゃっているように、今後、もっと広がるであろうということを

見越した中では、今後、この事業を推進するに当たっては、そういう方々たちにも、しっかりと目線を持った形で取り組んでいただきたいと思いますというところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

回答よろしいですか。高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。確認を含めて質問をさせていただきたいと思います。条例案の第6条の件でございます。負担金の一部または全額を免除し、もしくは猶予することができる。この条例は、開成町のさまざまな条例の中でも出てきているというふうに認識をしています。同様の形を組み入れているのか。そうじゃなくて、のびのびルーム独自の減免とか、そういうものがここに網羅されているのかどうかの確認が一つございます。

それとあわせて規則があるわけですがけれども、具体的に一部にするか、全部免除するのか、猶予するか。こういった形で、これを審査した形で決まるというふうに思いますけれども、規則の中にこの関係については入っておりません。具体的に、こういった事例があったときに、どのような形で決定をしていくのか。あるいは規則との兼ね合いについても、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

高橋議員の減免の関係でのご質問にお答えをさせていただきます。減免の考え方でございますけれども、これは開成町立幼稚園保育料等徴収条例、これもまた後に審議がございますけれども、そちらの減免規定と全く同じにさせていただきます。そして、その一部、もしくは全部、そういったところの観点におきましては、これはいろいろな状況が変わって、さまざまな保護者の状況がございますので、その辺は教育長のほうで判断をさせていただくという形での仕切りにさせていただきます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

わかりました。教育長の審査に任すと。こういった条例制定とあわせて規則があるわけですがけれども、こういった負担金の減免等については、条例で十分賄えるということで、規則の中には入っていないと、このように理解してよろしいでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

条例ですので、減免規定の細かいところまでは定めていないという形で、それはほかの条例と同じような形をとらせていただいておりますので、その辺については、同様の形でやらせていただきたいというところでございます。

○議長（小林哲雄）

山田貴弘議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。先ほどから教育長含めた中で述べているんですが、再確認ということで、本来であれば幼稚園の運営を３年間、３歳から３、４、５でやればいいのかと自分は思うんですけど、このたび、のびのび子どもルームの事業は満３歳児を対象にやるということで、その部分で確認なんですけど、あくまでも幼稚園に上がる子どもを対象に、この子育てルームというのは考えているということでいいのかを、まず確認したいのと。

あと、先ほど対象者の中に、括弧書きの中に、子育てルームを利用する年度の初日の前日においてというような言葉、これは法律から持ってきたという答弁がありましたが、恐らく４月１日の日付けのことを言っているんだと思うんですけども、そこら辺をもう少しちょっと細かく説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

山田議員のご質問にお答えさせていただきます。幼稚園に上がるお子さんを対象かと言われますと、それも含むという形でいいと思うんですけども、幼稚園に上がるお子さんの対象の部分を網羅しているということでございます。というのは、幼稚園とか、保育園に行っていないお子さんというか、そういう家庭もいらっしゃいますし、そちらの子さんもカバーするということです。それも含むということで、基本大体ののびのびルームに行かれていたお子さんは、幼稚園に進んでいるという過去の実績がございます。

それと先ほどの法解釈の関係でございすけれども、年齢計算に関する法律というものがございまして、これは例えば、４月１日生まれが、よくある質問で、なぜ早生まれなのかと。要は前の年度の人たちに含めるのかということなんですけれども、通常、小学校、中学校というのは、４月２日生まれから４月１日生まれまでというところなんですけれども、一番の根本は、この場合でいきますと、満３歳になるのがいつなのか。この年齢計算のところで、４月１日生まれのお子さんは、３月３１日をもって、満３歳になるという形ですので、その満３歳になっているお子さんたちを受け入れようというのが、今回趣旨で、そのまま幼稚園、小学校というふうに上がってまいりますので、そちらの年齢計算と同じ形にさせていただいておりますので、不都合が生じないという形をここでとらせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。ちょっと日にち的な交差部分があるので、わかりにくいとは

思うんですが、ここで言う、学年がそのまま上がる人が対象なんだよという部分はわかるんですが、これは幼稚園を対象にしている場合はいいんですけども、幼稚園に行かない人の場合、その部分から外れる人も中には出てくると思うんですよ。そこら辺の配慮を、この条例を制定するに当たってされているのかどうか。本来であれば、そのまま3年の幼児教育をやればいいのに、今回、変則的な、あくまで実験なんだよという、実験という言い方はいけないですね。遅滞なく運営できるような、そういう部分でやるんだよというのであれば理解はするんですが、こぼれる子どもも出るんじゃないのかなと、その部分をすごく危惧するんですよ。だから、そこら辺の部分を、規則を見てもフォローする規則というのがないので、どういうふうに考えていくのか。基本的にそんなにいないと言われると思うんですが、やはりそれは担保できないことだと思うので、そこら辺のこぼれた子どもをどうするか、ちょっと明確に答えてもらって、あと本町に住所を有する3歳児ということで、本町ということは幼稚園を考えているから、当然、これは開成町に住んでいる人を対象としているのはわかるんですが、例えば、DV等で住所は移動していない場合なんかは、どうするのか。当然、住所は明かせないけど、本人はここに住んでいるという。要するに子どもを連れて本町に入ってきたときの対応をどういうふうにしていくのか。今、本町に住所を有する3歳児ということで限定しているがために、そういう人たちを受け入れられないという現実が出てきているんじゃないのかなと感じるんですが、そこら辺の対処法、どういうふうに考えているか。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

山田議員のご質問にお答えしますけれども、基本的には、大前提として、今回の事業は、義務教育の範疇ではございませんので、保護者が選択をして、これの事業に参加をする、しないといった大前提がございますので、全てのお子さんがどの事業かに入らなきゃいけないというところではありませんので、そういった観点からいうと、保護者の選択で入っていただくということでございます。

それとDV云々のところでは、小学校、中学校とか、義務教育になりますと、そういった対応でも、住所を有しなくても就学できると。区域外就学という制度もありますので、普通に義務教育の場合はございますけれども、そこまでは幼稚園教育、のびのび子育てルーム、そこまではカバーをしていないといったところでございます。あくまでも保護者の選択といったところで、この事業をやっていくということでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。この事業は強制のものじゃないんで、義務教育の中でやる過

程じゃないんで、そこまでの部分考えてないよと言われればそうなんです、こういう教育というのですが、いい制度をつくろうとするのであれば、そういう部分にも目を向けて、こぼれないような制度をつくって初めて我々に提示してもらいたかったと。いろいろな場面は想定すればあると思うんですよ。やはり多い人の意見ばかり、先ほど前田議員が言っていた事前のヒアリングを26年度の4月1日から施行するのであれば、その時点の人たちの言葉も聞けばいいんじゃないかと。まさしくそれだと思うんですよ。多くヒアリングをとることに無駄はないと思うんですよ。よりいい条例を制定して、よりいい規則をつくるには、いろいろな人の意見というのは必要なので、やはりそういう部分までシミュレーションとして考えたのかどうかというのを確認したいのと。

あと、のびのびルームというのは今でもやっているんですが、南部コミュニティセンターを使っていますね。今後は南部コミュニティセンターは、親と子どもを対象にしたときに使いますよ。子どもだけの場合は幼稚園に行きますよといった場合に、これは南部コミュニティセンターというのは、保育園の学童保育があると思います。使っていると思います。その中で、のびのびルームは10時から午後2時までということで時間限定しているのですが、夏休みの問題、冬休みの問題が起きたときに、そこら辺をどのようにやっていくのか。学童保育の問題も恐らく議論されているとは思いますが、ジレンマにきているのかなと。これは有料で、お金をとってやるということは、それなりのサービスを提供するという自信があると思うので、優先度からすると、今回の条例で制定するのびのびルームのほうが優先になっちゃうのかなと。そうすると学童保育、どこかでやってくださいよとか、例えば、開成南小学校でやるのかわからないですが、そこら辺の議論をされていくのかということを確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。現在もそうなんですけれども、基本的には幼稚園が開園している日をもって開催をさせていただいておりますので、夏休みとか冬休みはこの事業は行いませんので、学童保育云々の部分について、夏冬は現在も不都合は生じていないと考えております。

○議長（小林哲雄）

山田議員、もう一度質問してください。

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今、学童保育に対しては、夏休みはやらないという答弁があったんですが、そうであれば今回、条例を制定して、より正式なものにしていくというのはわかるんですが、単純に2,000円を徴収するために条例を制定したようにしか感じないんですよ。やはり位置付けとしては、ちゃんとした3歳児教育を、条例

をもとに制度化していくんだよ、その延長に幼稚園の充実、また子育ての充実が今後図っていくんだよという前提の中で、条例化されていると自分は感じたんですよ、初めは。だけど、今の答弁を聞いていると、単なる2,000円を徴収するために条例を制定しているんだよとしか聞こえないので、やはりそういう部分で、本当にこれはどういう意図があって条例を提案したのか明確にしてもらわないと、制度的には悪いものではないので反対する理由はないんですが、やはりもう少し構築した部分で、この条例というものを出していくべきなのかなというふうにちょっと感じちゃっているんで、そこら辺の説明、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。まず、今回、なぜ条例をといるところでは、これは地方自治法の中の第228条に、分担金使用料加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないという仕切りがございまして、お金の関係でございまして、議会に上程をし、ご理解をいただいたと。

また、規則も参考でつけさせていただいておりますけれども、規則のほうは、教育委員会会議のほうで詳細の内容を決めさせていただきながら、今後、決定をさせていただくという仕切りにさせていただいておりますので、そういった自治法上の仕切りで、今回、やらせていただいているというところでございます。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

少し補足をさせていただきたいと思います。今までにお話しさせていただいたこととダブるかもしれませんが、こののびのび子育てルームと言いますのは、平成17年からの歴史がございまして。この歴史を積み上げてきた中で、その実績を踏まえた中で検討委員会での検討をいたしました。また、実際に、のびのび子育てルームをよく知っている保護者の方のご意見もいただきました。これらを踏まえまして、開成町として、どういう子育ての支援をしていったらいいのかということの観点の中から発したものでございまして、そのためには、現在の週1回、親子一緒に子どもだけのものを付加をして、子どもの自立を深めたり、ある意味では、親同士のはつながりを深めたりというふうなことをしていきたいというのがこの意図でございまして、これは教育長申しましたように、その先に3歳児保育もにらんだ中でのものでございすけれども、開成町らしい支援の仕方の一つであると。これを皆様方の意見を聞きながら、実績を踏まえた中で、開成町として選り出して、制度設計をしてやっていくんだとご理解いただければというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

1 番、菊川です。先ほどDVの話が出てきましたので、私もこの後の預かり保育のところでちょっと確認しようと思ったんですが、ついでにここで確認します。町内においても虐待はあり得ると思うんです。これは公的な施設でありますので、町内において虐待があった、あるいは身障者の方が、こののびのび教室に入れるかどうかというのは、この4条の対象者の中では伺えないのですが、そういう形で、実際、町内においても、私が話を聞いた中では、虐待受けて行く先がない方を預かっている施設が今まであったりするわけですね。

町の中でそういう人がいた場合、こののびのびルームで、その子どもたちをちゃんと教育、あるいは拾い上げていただける、そういうシステムであるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

いろいろご心配されるのは結構ですけれども、一応全部クリアして、ノーマライゼーションで、全ての子どもを預かるのが基本ですので、そのときに特別支援教員が必要か生活支援で、この人には支援者が必要か、さまざまなことができた場合には、またご検討するということで、現時点では、全ての3歳児を預かるという前提で計画しています。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第44号 開成町のびのび子育てルーム事業実施条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（小林哲雄）

起立多数によって、可決しました。お座りください。

暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午後12時00分